

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第405号)

平成17年9月29日

横 情 審 答 申 第 405 号

平 成 17 年 9 月 29 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成16年11月30日戸福第445号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「民生委員・児童委員経歴カード（担当地区：下倉田リベラヒルズコスモ
パーク分）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「民生委員・児童委員経歴カード（担当地区：下倉田リベラヒルズコスモパーク分）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「民生委員・児童委員経歴カード（担当地区：下倉田リベラヒルズコスモパーク分）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成16年10月18日付で行った一部開示決定のうち、住所（以下「本件申立部分」という。）を非開示とした処分の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書のうち、本件申立部分については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書のうち、生年月日、性別、現住所、電話番号及び職業については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し、非開示とした。
- (2) これに対して、異議申立人（以下「申立人」という。）は、民生委員は公職であることを承諾し、「担当地区の住民に対し、住所及び氏名を公表することを承諾して民生委員になった経緯が明らか」であるとして、非開示とした住所部分の取消しを求めている。

しかしながら、住所は民生委員個人の生活の本拠に関する情報であることから、個人の権利利益を保護するよりも公益性が優越するため開示すべき情報であるとまでは考えられないため、非開示とした。

4 申立人の一部開示決定に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立部分を非開示とした決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件一部非公開決定された住所部分を取り消す。
- (2) 本件請求の氏名と住所は一緒に公開する。

(3) 積極的な情報公開制度と合わせて上二項の情報を公開する。

(4) 情報公開は、原則、すべて公開であるから本件の関係情報を公開すべきである。

条例には積極的な情報提供をすることが規定されているから、民生委員の住所録から氏名と住所を公開提供することができる。因みに、横浜市が作成し、所持している自治会に配布した民生委員の住所と氏名を記載した文書を提供することができる。

民生委員は公職であることを当該の民生委員が承諾し、担当地域の住民に対し、住所及び氏名を公表することを承諾して当該民生委員になった経緯が明らかであり、その条件の契約が成立して、初めて当該民生委員になったと解するのが当然である。そのように解することで、初めて住民が当該住所と氏名の場所に相談に行くことができるからである。

この点、一般の市民の住所と氏名を公開せよとの請求とは、法規範の基準が相違することが当然予定されていたものである。

因みに、同じ公職である市議員は財産まで公開されているのと同様である。

(5) 当該職員は、自治会に配布した民生委員の住所録を作成、所持していることを認めたから、同文書を、申立人に積極的に提供する義務があったにもかかわらず、これを履行しないで、非公開を続けた条例の規定に違反した行為があるとともに、戸塚区役所担当職員らが本件の一部非公開決定につき、判断基準を答申に基づくとしたが、答申が仮にあったと仮定しても、答申は法律ではないから拘束力はないことが明らかであり、この点、内閣は、最高裁判所の判例に基づいて運用することを規定しているから、担当職員らの決定基準が逸脱し、職権濫用であるから、刑法第193条の公務員職権濫用罪が成立する。

公職であることから、当該民生委員が担当する地域の住民に氏名と住所を告知することを認め、その告知をうける権利を請求人が有している利害関係人であるとの間の本件請求であるから、答申に基づく必要がなく、当然に最高裁判所の判例に基づき判断されものである。利害関係人との間では、プライバシーは制限されるのが当該請求の限定解釈であることが明らかである。

したがって、当該戸塚区役所の職員らが専ら申立人に損害を与える目的で職権を逸脱し、最高裁判所の判例を答申にすり替えた上、職権を濫用して申立書の提出を強要したのは、刑法第193条の公務員職権濫用罪に当たるから、本件決定を破棄すべきである。

(6) したがって、当該関係職員を刑法罪を犯したものとして処分を決定すべきであると

ともに、直ちに、積極的な情報公開文書の提供を保障すべきである。

- (7) 民生委員は民生委員法で規定された選出方法に基づき、地域、戸塚区役所、横浜市の3つの推薦委員会で選出された者であるから単なる個人ではない事実が明らかである点で、市会議員と同等の代表者であると同視・認定できるものである。

すれば、市会議員等の住所と氏名が情報公開されているのであるから、民生委員法で規定された地域の代表者を個人とする理由はなく、公職であり、市会議員と同等に相談できる住所と氏名を公開すべき理由がある。

なお、民生委員は当該の法律に基づき、地域の代表者、地域の団体の代表者で選出された事実、氏名及び住所を地域の住民に知られること、同住民がそれに基づいて相談に乗ってくれる者との前提の事実を承諾して地位に就任したものである。

そこで、横浜市・戸塚区職員らが民生委員が民生委員法に基づいて地域の団体による選出の代表者であった事実、法律根拠、公職であった真実を知りながら単なる個人と偽った犯罪があり、申立人に対し、文句があれば、異議申立書を出せ、出さなければ、公開しないとした義務なき行為の強要が、刑法第193条の公務員職権濫用罪に当たり、また、申立人に対する情報公開をしないように抑圧していたことにより申立人が多大な経済的損害および精神的苦痛を蒙っている。

したがって、当該職員らが分限処分ないし罷免されるべき正当な理由があるとともに、一部非公開決定の部分（住所）を公開すべきである。

また、平成15年の答申は、この点、条例第7条第2項第2号イには、例外規定があり、民生委員が「健康、生活」保護等の相談の職務を担っているから、当該文書に該当する点で、公開の対象になる。

また、民生委員法の選出手続きを否定・逸脱した違法行為があり、罷免すべき正当理由がある。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、民生委員・児童委員の経歴を個人別に記録している民生委員・児童委員経歴カードのうち、下倉田リベラヒルズコスモパーク地区のものであり、地区民児協名、担当地区、現住所、氏名、職業、生年月日、性別、委嘱（解嘱）及び表彰状況が記録されている。このうち、現住所欄に記録された情報が本件申立部分である。

- (2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に

含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分については、本号に該当するため、非開示としたとしている。

ウ 本件申立部分には、下倉田リベラヒルズコスモパーク地区担当の民生委員・児童委員の現住所が記録されており、当該情報については当該民生委員・児童委員の個人に関する情報であって、当該情報それ自体から特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

エ 次に、本号ただし書の該当性について検討する。

民生委員法（昭和23年法律第198号）第14条第1項第3号において民生委員の職務の一つとして「援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。」と、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第17条第1項第2号において児童委員の職務の一つとして「児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。」と規定されている。また、民生委員法の施行に関する件（昭和23年発社第85号厚生事務次官依命通達）において「民生委員の家をポスター、門標等で一般にこれを周知する方法を講ずること。」と規定されており、援助等を必要とする者が知り得るように民生委員・児童委員の家は、門標等により地域住民に周知されているところである。

このような地域住民に対する周知は、担当地区の援助等を必要とする者が民生委員・児童委員に相談できるように行われているものであり、当該職務を遂行するに当たり必要な範囲で行われているものと考えられる。

オ 他方、民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法により設けられた特別職公務員であるが、給与は支給されておらず、職務遂行の本拠が個人の自宅であるという点で一般職の公務員とは異なっており、民生委員・児童委員の住所を一般職の公務員の勤務場所と同様に扱うことは適当ではない。さらに、今日では、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が施行されるなど、個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益の保護に十全を期することが社会的な要請として強く求められているところであり、民生委員・児童委員の住所が個人の生活の本拠を示す個人情報であるため、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるこ

とにも配慮する必要がある。

カ 以上のことを考慮すると、民生委員・児童委員の住所については、地域住民に対しては周知されているものではあるが、当該職務を遂行するに当たり必要な範囲で行われているところであるから、担当地区外の何人に対しても公にされているものとは解されず、また、個人情報の保護という観点から考えると何人にも公表すべき情報であるとも解されない。したがって、本件申立部分は、本号ただし書アに該当するとは認められない。また、本号ただし書イ及びウにも該当するとは言えない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年11月30日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成16年12月17日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年12月17日 (第52回第一部会) 平成16年12月24日 (第53回第二部会)	・諮問の報告
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年4月28日 (第60回第一部会)	・審議
平成17年5月26日 (第62回第一部会)	・審議
平成17年6月9日 (第63回第一部会)	・審議
平成17年7月28日 (第65回第一部会)	・審議
平成17年8月11日 (第66回第一部会)	・審議